

1. 診療報酬上の届出の簡素化等について
2. 内視鏡治療について
3. これまでのご指摘に対する回答について
4. そのほか

施設基準に係る届出の一部簡素化について

➤ 保険医療機関における事務負担軽減等の観点から、施設基準の届出手続きの一部簡素化を行う。

施設基準を満たしていれば届出を不要とするもの

- | | | |
|---------------|----------------|---|
| ○夜間・早朝等加算 | ○強度行動障害入院医療加算 | ○経皮的冠動脈形成術 |
| ○明細書発行体制等加算 | ○がん診療連携拠点病院加算 | ○経皮的冠動脈ステント留置術 |
| ○臨床研修病院入院診療加算 | ○小児科外来診療料 | ○医科点数表第2章第10部手術の
通則5及び6(歯科点数表第2章
第9部の通則4を含む。)に掲げる
手術 |
| ○救急医療管理加算 | ○夜間休日救急搬送医学管理料 | |
| ○妊産婦緊急搬送入院加算 | ○がん治療連携管理料 | |
| ○重症皮膚潰瘍管理加算 | ○認知症専門診断管理料 | |

別の項目を届け出れば、別途届出は不要とするもの

- ()内は届出が必要な別の項目の例
※は平成28年度診療報酬改定で新設された点数
- | | | | |
|---|---|------------------------------|---|
| ○外来リハビリテーション診療料
(心大血管疾患リハビリテーション料 等) | ○植込型除細動器移行期加算
(両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペースメーカー機能付き植込型除細動器交換術 等) | ○経皮的大動脈遮断術
(救命救急入院料 等) | ○認知症地域包括診療加算(※)
(地域包括診療加算) |
| ○一酸化窒素吸入療法
(新生児特定集中治療室管理料 等) | ○植込型心電図検査
(ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 等) | ○ダメージコントロール手術
(救命救急入院料 等) | ○認知症地域包括診療料(※)
(地域包括診療料) |
| ○造血器腫瘍遺伝子検査
(検体検査管理加算) | ○植込型心電図記録計移植術及び
植込型心電図記録計摘出術
(ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 等) | | ○廃用症候群
リハビリテーション料(※)
(脳血管疾患等リハビリテーション料) |
| ○大腸CT撮影加算
(CT撮影 64列以上の場合 等) | | | |

施設基準に係る届出を統一するもの(いずれかを届け出ればすべて算定可能)

※は平成28年度診療報酬改定で新設された点数

- 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開副腎摘出術
- 腹腔鏡下小切開腎部分切除術
- 腹腔鏡下小切開腎摘出術
- 腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

- 持続血糖測定器加算
- 皮下連続式グルコース測定

- センチネルリンパ節生検(併用)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1

- センチネルリンパ節生検(単独)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2

- 時間内歩行試験
- シャトルウォーキングテスト(※)

- 検査・画像情報提供加算(※)
- 電子的診療情報評価料(※)

- 人工臓器検査
- 人工臓器療法(※)

医療機関における業務の効率化・合理化

➤ 医療機関における業務の効率化・合理化を促進する観点から、以下のような見直しを行う。

会議や研修の効率化・合理化

会議

- ▶ 安全管理の責任者等で構成される会議等について、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくてもよいと判断した場合には、ICTを活用する等の対面によらない方法でも開催可能とする。



院内研修

- ▶ 抗菌薬適正使用支援加算に係る院内研修を院内感染対策に係る研修と併せて実施してよいことを明確化。
- ▶ 急性期看護補助体制加算等の看護補助者に係る院内研修の要件を見直す。

院外研修

- ▶ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の院内研修の指導者に係る要件を見直す。

記録の効率化・合理化

診療録

- ▶ 栄養サポートチーム加算注2等について、栄養治療実施計画の写しを診療録に添付すれば良いこととし、診療録への記載を、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。
- ▶ 在宅療養指導料等について、医師が他の職種への指示内容を診療録に記載することを、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。

レセプト
摘要欄

- ▶ 画像診断の撮影部位や算定日等について選択式記載とする。

事務の効率化・合理化

- 施設基準の届出について、様式の簡素化や添付資料の低減等を行う。
- 文書による患者の同意を要件としているものについて、電磁的記録によるものでもよいことを明確化する。



地方厚生（支）局への届出の簡素化

- 施設基準の届出項目や手続き等が保険医療機関の負担となっているものについて、届出の省略や手続きの簡素化を図ってきている。
- 各保険医療機関等からの施設基準の届出については、研修修了証の添付を求めているものがある。

施設基準等の届出書類（イメージ）

様式〇

××××加算に係る届出書

①	医療機関名	△△病院
②	研修を修了した医師の氏名	〇〇 太郎

例：一部の施設基準については、届出時に研修修了証の添付を求める場合がある

※～～
※～～
※～～
※研修受講した修了証を添付すること。

研修修了証

〇〇 太郎

あなたは、●●研修に参加し、下記の課程を修了したことを証します。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇 〇〇〇 学会
会長 〇〇 〇〇

- 施設基準通知において、研修修了証の添付を求めている例

A208-2 超急性期脳卒中加算に関する施設基準

当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師（専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講していること。

様式15 超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出書添付書類

【記載上の注意】

日本脳卒中学会等が行う、脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会等の**受講が確認できる文書を添付すること。**

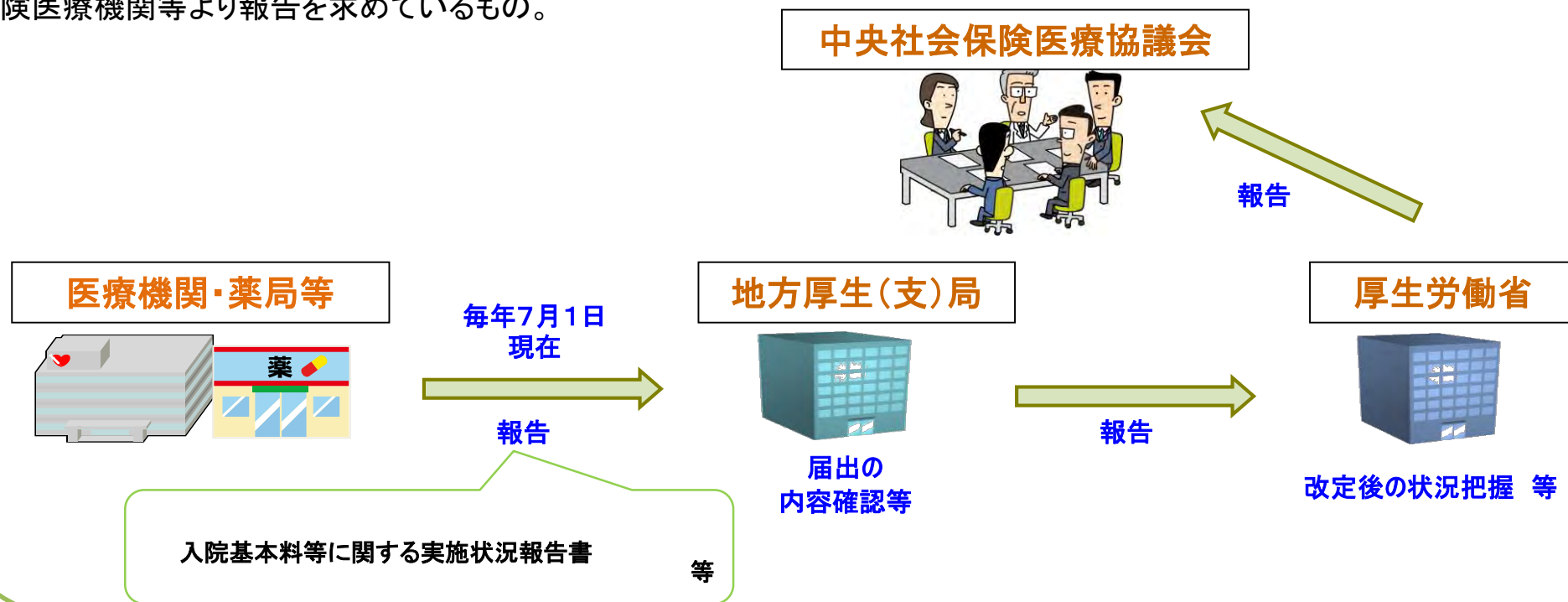
施設基準の届出状況等の報告(定例報告)について

中医協 総-2
3. 11. 26

- 各保険医療機関は、診療報酬の算定要件とされる施設基準について、療担規則の規定及び診療報酬改定の際に発出される各通知に基づき、地方厚生(支)局長に対して届出を行うこととされており、その適合性や実施状況等を確認するために毎年7月1日時点の状況を報告することとされている。
- この報告については、保険局医療課において取りまとめた内容について中央社会保険医療協議会へ報告を行っている。

施設基準等に関する定例報告(イメージ)

保険医療機関等における施設基準等の届出の実態を把握するため、毎年7月1日時点の状況等を地方厚生(支)局へ保険医療機関等より報告を求めているもの。



地方厚生（支）局への届出の簡素化

- 訪問看護ステーションの届出基準通知において届出内容と異なる事情が生じた場合に変更の届出が必要、とされており、連絡先等の変更のみが生じた場合であっても届出が必要となっている。

届出に関する通知（現行）

- 訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて

第3 届出受理後の措置

- 届出受理後において、届出内容と異なった事情が生じた場合には、指定訪問看護事業者に対して、遅滞なく変更の届出を行わせること。
- 届出の受理を行った訪問看護ステーションについては、適宜調査を行い、届出と内容が異なる状況にある場合には届出の変更を行うなど運用の適正を期すこと。
- 訪問看護ステーションの基準に適合しないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には当該訪問看護ステーションに係る指定訪問看護事業者に弁明を行う機会を与えること。
- 前記3により届出が無効となった場合は、審査支払機関に対し、速やかにその旨を通知すること。
- 前記3による届出の無効後の取扱いについては、当該届出による算定は不当利得になるため、返還措置を講ずることとし、不正又は不当な届出をした訪問看護ステーションに対しては、その届出に係る新たな届出は、受理取消し後6月間は受け付けられないものであること。
- 届出事項については、地方厚生（支）局において閲覧に供するとともに、保険者等に提供するように努めること。
- 届出を行った訪問看護ステーションは、当該届出による算定を行う訪問看護ステーションである旨の掲示を行うものであること。
- 届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在で届出書の記載事項等について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること。

- 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第3 届出受理後の措置等

- 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。（病床数の著しい増減とは、病床数の変更や、病床の種別ごとの病床数に対して1割以上の病床数の増減があった場合等のことであるが、これに該当しない病床数の変更の場合であっても、病床数の増減により届出の基準を満たさなくなった場合には、当然、変更の届出は必要である。）ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

（参考様式）

別添様式3

24時間対応体制加算（基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域）に係る届出書（届出・変更・取消し）

連絡先① 担当者氏名：（ ） 電話番号：（ ）
連絡先② 担当者氏名：（ ） 電話番号：（ ）

受付年月日		年	月	日	決定年月日		年	月	日
届出事項 24時間対応体制加算 （基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域）									
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 指定訪問看護事業者の所在地及び名称									
①		代表者の氏名						印	
②		代表者の氏名						印	
地方厚生（支）局長 職									
ステーション*		①						②	
指定訪問看護ステーションの所在地及び名称									
管轄官の氏名		（ ）基準告示第3 （ ）医療資源の少ない地域 （ ）基準告示第3 （ ）医療資源の少ない地域							
※ 基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域のうち、該当するものに○を付すこと。（両方に該当する場合は両方に○を付すこと。）									
1. 24時間対応体制加算に係る届出内容									
○ 医療相談を担当する職員（ ）人（①・②訪問看護ステーションの合計）									
訪問看護ステーション		①				②			
医療相談を担当する職員		人				人			
保健師		人	常勤	非常勤	人	常勤	非常勤	人	非常勤
助産師		人	常勤	非常勤	人	常勤	非常勤	人	非常勤
看護師		人	常勤	非常勤	人	常勤	非常勤	人	非常勤
○ 連絡先電話番号									
1		（ ）				1			
2		（ ）				2			
3		（ ）				3			
※ 連絡先電話番号は保健師、助産師又は看護師の別に記載すること。 ※ 連絡先電話番号については、直接連絡のとれる連絡先を複数記載すること。									

現状・課題

- 例えば、健康保険法に定める訪問看護事業所については、「その他の職員」が変更となった場合には都度変更の届出を行うことが定められており、届出に係る事業所の負担が大きい。（※介護保険上は同様の規定はなし。）

○健康保険法（抄）

（変更の届出等）

第九十三条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○健康保険法施行規則（抄）

（指定訪問看護事業者に係る指定の申請）

第七十四条 法第八十八条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を当該申請に係る訪問看護事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 訪問看護ステーションとなる事業所の名称及び所在地
- 三 当該指定に係る訪問看護事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為又は条例等
- 五 申請者が、現に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設の開設者であるときは、その概要
- 六 申請者が、同時に他の訪問看護ステーション、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとするときは、その概要
- 七 訪問看護ステーションとなる事業所の平面図並びに設備及び備品等の概要
- 八 指定訪問看護を受ける者の予定数
- 九 訪問看護ステーションとなる事業所の管理者 **その他の職員の氏名及び経歴**（看護師等については、免許証の写しを添付すること。）並びに管理者の住所
- 十 運営規程
- 十一 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 事業計画
- 十三 保健、医療又は福祉サービスの提供主体との連携の内容
- 十四 指定訪問看護の事業に係る資産の状況
- 十五 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

（変更の届出）

第七十七条 法第九十三条の厚生労働省令で定める事項は、第七十四条第一項第一号、第四号、第五号、**第九号**及び第十号に掲げる事項とする。

（参考様式）

訪問看護事業変更届	
指定訪問看護事業者	名 称
	所在地
訪問看護ステーション	名 称
	所在地
変更の事由	
☐ 訪問看護ステーションの名称・所在地の変更 (変更前) ☐ 開設者（法人等）の名称・所在地の変更 ☐ 法人等の代表者の氏名・住所の変更 ☐ 法人等の定款・寄附行為・条例の変更 ☐ 法人等が他に開設している介護老人保健施設等の名称・所在地・施設内容の変更、廃止 (変更後) ☐ 管理者の変更（交替）、氏名・住所の変更 ☒ その他の職員の採用（転入）・退職（転出）・死に ☐ その他の職員の氏名の変更 ☐ 運営規程の変更	
変 更 の 年 月 日	
年 月 日	

上記のとおり変更の届け出をします。

年 月 日

ステーションコード：
指定訪問看護事業者の
名称・所在地
平

代表者の氏名
電話番号 () 印
殿

（注）次の変更事由の場合は、それぞれに掲げる書類を添付すること。

- 1 開設者（法人等）の名称・所在地の変更、代表者の氏名・住所の変更または定款・寄附行為・条例の変更の場合は、変更後の定款・寄附行為・条例の写
 - 2 開設者（法人等）が他に開設している介護老人保健施設等の名称・所在地・施設内容の変更の場合は、変更後の介護老人保健施設等の概要表
 - 3 管理者、その他の職員を採用した場合は、その者の看護師等の免許証の写し
 - 4 運営規程の変更の場合は、変更後の運営規程
- この変更届は、変更の事由が生じたときから１０日以内に提出すること。

◆令和元年８月７日 社会保障審議会 介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第１回）＜議事録より抜粋＞

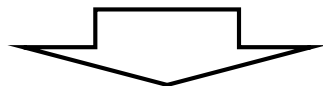
「訪問看護ステーションにおいても、こちらの届出は厚生局になりますけれども、管理者以外の１人が変更しても届け出るような、そういったものがまだ残っておりますので、いろいろ広い視野で洗っていただいて検討いただければありがたいと思います。」

令和２年度診療報酬改定での対応案

- 当該事例も含め、事業所の負担軽減及び業務効率化の観点から、変更届出の内容等について検討を進めてはどうか。

届出業務の効率化に係る現状及び課題と論点

- ・ 施設基準の届出項目や手続き等が保険医療機関の負担となっているものについて、届出の省略や手続きの簡素化を図ってきている。
- ・ 保険医療機関等からの施設基準の届出について、研修修了証等の研修会等の受講が確認できる文書を添付することとされている。
- ・ 訪問看護ステーションの届出基準の届出について、担当者等の軽微は変更のみであっても、遅滞なく届出を行うこととされている。



- 医療機関等の医療従事者の負担軽減及び業務効率化の観点から、施設基準の届出を効率化していくことについて、どのように考えるか。
- 訪問看護ステーション等の医療従事者の負担軽減及び業務効率化の観点から、届出内容と異なる事情が生じた場合において、連絡先等の変更であって、届出区分に変更等が生じない場合の届出の取扱いについて、どのように考えるか。